

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 本校の基本認識

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係でいられる児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「明るく楽しい生き生きとした学校生活」を送ることができるように、基本方針とその実践のための行動計画を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、未然防止や早期発見・早期対応にあたる。
- ⑥学校と外部の関係機関で連携をとりながら、対応していく。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる風土づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が「分かる授業」を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳科では「いのちの大切さ」や「善悪の判断」についての指導を強化する。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をするのも「傍観者」として、いじめに加担していることを分からせる。

(1) いじめを許さない見過ごさない雰囲気づくりの強化

①スマイル会議・スマイル言葉（いじめ防止サミット）

学級ごとに、いじめとなるような事案について話し合い、代表（運営）委員会で報告する。代表（運営）委員会で出た意見について、全校集会（校内放送）で報告する。毎月、学級ごとにスマイル言葉を決めて掲示する。

②あいうえお運動

「あいさついっぱい・いのちいっぱい・うんどう・うたいっぱい・えほんいっぱい・おもいやりいっぱい」を常に意識した学級づくりをする。

③委員会活動の活用

各種委員会を中心に「いじめをしない・許さない」雰囲気を全校に広める活動を自主的に進められるよう支援する。

④ありがとう週間

思いやりや感謝の心をもって、周りの人に接し、その気持ちを表すために、每学期末月3日～9日の1週間設定する。

(2) 学業指導の充実を図り、一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

①児童一人一人を大切にする教育活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」

という信念のもと、以下の教育活動を推進する。

- ・児童一人一人が活躍できる「わかる授業」や「意欲的に取り組む授業」の工夫
- ・なかよし班活動での異学年交流の充実（コロナ対策を考え臨機応変に計画実行する。）
- ・児童の自発的な活動を促す係や委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める朝の読書や「チャレンジタイム」（自習）の工夫
- ・「インターネットの危険や情報モラル」についての指導の強化
- ・「人権教育プログラム」の有効な活用
- ・定期的な教育相談の実施と学校支援相談員、スクールカウンセラーの活用

②人とのよりよい関わり方を身に付けるための活動

各学級の「スキル教育」に基づいて行う。思いや考えが違う自分と他人の中で、認められ生かされている自分の存在を知ること、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③コミュニケーション能力の育成と体験活動の推進

友達や地域の人たちとの触れ合いを通じた相互交流の工夫により、コミュニケーション能力を高める。また、学校行事、クラブ活動、総合的な学習の時間や生活科の学習における体験活動の推進により人とつながる喜びを味わわせる。

④教職員の資質能力の向上のための校内研修の充実

いじめへの対応に係る全教職員の資質能力向上を図るために、計画的な校内研修の機会を設け実践につなげる。

4 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手段

①鋭い感覚

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。また、校内研修により、いじめを見逃さない感覚や早期発見のための指導力向上を図る。

②共有と見守り

学年会や児童指導係会において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。また、いじめかどうかの判断は、早急にいじめ対策委員会を開いて組織で解決する。

③カウンセリングマインド

様子に変化が見られる児童には、教師が積極的に働きかけ、安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。また、相談ポストの活用により、小さなことでも見逃さず早急に「にしっこ相談室」（養護教諭やスクールカウンセラー等との面談）で当該児童から悩みを聞き、早期解決を図る。年に2回実施する学級ごとの「教育相談月間」も充実させる。

④アンケート調査の活用

「こころのアンケート」を8月を除く毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握していじめゼロの学校づくりを目指す。また、年2回（6月・12月）Q-Uテストを実施し、その結果を有効に活用しながらよりよい学級づくりに生かす。

(2) いじめの早期対応のための全職員の団結

①組織での対応

いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての職員が対応を協議・確認し、的確な役割分担をして、その解決にあたる。

②命の安全確保と毅然とした態度

情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、い

じている児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③養護教諭やスクールカウンセラー、学校支援相談員等との連携

いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラー、学校支援相談員等と連携しながら指導を行っていく。

④傍観者の根絶

傍観者の立場にいる児童に、「見て見ぬふりをすることはいじていることと同じである」という指導をし、学校の風土作りを行う。教職員は、児童がいじめを訴えやすい雰囲気作りに努め、児童が誰にでも相談できるようにする。

(3) 家庭や地域と連携した取組

①家庭との連携

- ・いじめ相談窓口の設置を保護者に広報伝達し、「おかしい」と感じたら、すぐに学校に連絡できる環境を整える。
- ・「真岡西小学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページで公開し、家庭の理解を得る。
- ・自分の子供に関心をもち、さびしさやストレスに気付くことのできる親になれるよう保護者会等で啓発する。
- ・「だめなことはだめと、叱ることのできる親に！」「努力したときは、ほめることのできる親に！」を意識して子育てができるよう、保護者会等で啓発する。
- ・家庭によって家族構成が違うが、子供を育てるには親はもちろん、家族の存在が大きく影響することを伝え、家族に積極的に関わってもらえるよう家庭訪問や個人懇談、保護者会等で啓発する。
- ・保護者会や学年便り等を通して、携帯電話やインターネットを使うルールを本人と保護者とで話し合っ決めて促す。

②地域との連携（青少年健全育成、スクールガード、育成会等の活動を通して呼び掛ける。）

- ・登下校時のスクールガードの見守りや育成会活動での関わり等を通して、子供たちを「地域の宝」として育てる意識をもち、子供たちに地域から見守られているという安心感をもたせるようにする。
- ・公園や遊び場などで困っている場面を見かけたら、積極的に声を掛けてもらう。

5 いじめ問題に取り組むための組織と措置

(1) 学校内の組織

①いじめ不登校対策委員会

< 構成員 >

- ・全職員

< 活動 >

- ・年3回委員会（学期1回）を開く。
- ・資料をもとに問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び今後の対策について話し合う。

②児童指導係会

< 構成員 >

児童指導主任・各学年の児童指導係

< 活動 >

- ・月1回係会を開く。
- ・毎月（8月を除く）のアンケート調査をもとに各学年の情報を交換及びいじめであるかどうかの判断を行い、今後の対策について話し合う。（緊急性のないもの）
- ・毎週の学年会で情報交換を行い、話し合いの内容を児童指導主任に報告する。

③いじめ防止緊急対策委員会

< 構成員 >

校長・教頭・主幹教諭・児童指導主任（教育相談主任）・学習指導主任・養護教諭・学年主任・当該学級担任等

※必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校支援相談員・医師・教育委員会等を要請する。

<活動>

・緊急を要するものについて、直ちに開催する。

・いじめ防止に関する措置を実効的に行う。

(2) いじめに対する措置

①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに有無の確認を行う。

②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、いじめを受けた児童の安全を確保し、その再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。

③いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときには、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

⑥いじめの事案に慎重に対処し、事後の経過を細やかに見守る。

⑦重大事態の発生と報告を受けたら直ちに教育委員会に報告し、速やかに事態を把握し当事者に対して慎重に対応する。

6 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行い、改善していくとともに、その結果を教育委員会等に報告する。